帯広市地域防災計画の主な修正事項

1 一般災害対策編の主な修正事項

【 追加修正分:**太字ゴシック体 】**

章	節	主な修正内容
第1章	第3節 計画の効果的促	・「計画の効果的促進」を新設し、自助、共助、公助による減災の
総則	進	取り組み、防災知識の普及・啓発等の推進、多様な主体の参画
	(-ler-=H.)	などについて追記。
	(新設)	
	第7節 防災関係機関等の	・北海道の事務等に防災教育等への支援を追記。
	処理すべき事務	・指定地方公共機関のうち、新公益法人制度に伴い一般社団法人
	又は業務の大綱	又は公益法人へ移行した団体等について修正。
	(旧 第6節)	
	第8節 市民及び事業所の	・市民及び事業所の基本的責務に災害に関する知識と各自の防
	基本的責務	災・減災に習熟等を加えるとともに、市民の責務として備蓄や
		非常持ち出し品の具体的な内容、事業所の責務として地域への
	(旧 第7節)	貢献について追記。
第3章	第1節 組織計画	・帯広市防災会議の所掌事務の修正。
防災組織	NA T NI NITHWEIT I	・帯広市防災会議の組織について、新たな構成員として自主防災
193 9 C/1911/14X		組織の構成者・学識経験者の追記。
	第2節 非常配備態勢	・第3種非常配備態勢の基準に特別警報を追記。
	第3節 帯広市災害対策	・部班の編成内容の変更、及び部班の編成内容に合わせた所掌事
	本部	務の変更。
	第4節 気象業務に関す	・警報の種類、発表基準について特別警報を追記。
	る計画	
第4章	(第4章の構成の変更)	第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関
災害予防		する計画(第 10 章から移動)
計画		第2節 自主防災組織の育成等に関する計画(第 11 節から移動)
		第3節 防災訓練計画(第9章から移動)
※予防計		第 4 節 災害時要援護者対策計画(第 10 節から移動)
画から		第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備(第8節か
変更		ら移動)
22		第6節 避難体制整備計画(第9節から移動)
		第 7 節 相互応援体制整備計画(新設)
		第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画(新設:第5章第1節から
		平時の体制整備を移行)
		第9節 建築物災害予防計画(第6節から移動)
		第10節 消防計画(第7節から移動)
		第11節 水害予防計画(第1節から移動)
		第12節 風害予防計画(第2節から移動)
		第 13 節 雪害予防計画(第 3 節から移動)
		第 14 節 融雪災害予防計画(第 4 節から移動)
		第 15 節 土砂災害の予防計画(第 15 節から移動)
		第 16 節 積雪・寒冷対策計画(第 12 節から移動
	第1節 防災思想・知識の	・「防災思想普及・啓発計画」から「防災思想・知識の普及・啓発
	普及・啓発及び防	及び防災教育の推進に関する計画」に名称変更。
	災教育の推進に	・過去に起こった大災害の教訓等の発信、防災リーダーの育成に
	関する計画	ついて追記。
	[전 / · 스테 티	・市民等に対する災害予防及び災害応急処置等に関する知識の普
		及・啓発、学校における防災教育の充実、防災に関する計画や
	(旧 笠 10 斉)	及・各先、子校におりる防災教育の元美、防災に関する計画や マニュアルの策定促進を追記。
	(旧 第 10 章)	Y一ユノル以來と促進を担託。

章	節	主な修正内容
第4章	第2節 自主防災組織の	・地域自主防災組織と消防団や事業所等との連携について追記。
災害予防	育成等に関する	・組織の活動について、訓練内容(図上訓練)、災害時要援護者の支
計画	計画	接体制の強化を追記。
	(10 55 11 55)	・自主防災組織の支援強化を追記。
	第 3 節 防災訓練計画	・多様な主体による共同防災訓練の実施、実践的な訓練の実施と
	第3郎 例次訓練計画 (旧 第9章)	事後評価に関する記述を追記。
	第4節 災害時要援護者	・災害時要援護者支援の推進を図るため、要援護者台帳の整備、
	対策計画	支援体制づくり、要援護者台帳情報の提供、情報漏えい防止等
	(旧 第 10 節)	の追記。
		・災害時の特別な配慮を行う福祉避難所の確保についての記述を
		追記。
		・食料等の確保について、具体的な内容の追加・修正。
	保及び防災資機	・企業・業界団体との優先供給協定等の締結企業の追記。
	材等の整備 (旧 第8節)	
	第6節 避難体制整備計	・暖房及び発雷機の燃料確保について追記。
	画 画	吸乃及し元电域の燃料能体について追記。
	(旧 第 9 節)	
	第7節 相互応援体制整備	・「相互応援体制整備計画」を新設し、市及び防災関係機関と協定
	計画	等の連携強化、被災市町村への応援や被災時の受援体制の準備
	(新設)	について追記。
		・「情報収集・伝達体制整備計画」を新設し、第5章第1節「災害
	制整備計画	情報通信計画」の「平時の情報交換及び情報伝達体制」の記述
	(新設 旧第5章第1節から)	を移行。
	第11節 水害予防計画	・水防(消防)機関の第3種非常配備態勢の基準に特別警報を追
	(旧 第1節) 第 16 節 積雪・寒冷対策	記。 ・暖房器具等の備蓄について追加。
	第 10 即 傾当·寒仰冽水 計画	で吸 方 品 共 等 の 開 留 に う な ・ く 足 加 。
	(旧第12節)	
第5章		・第1節「災害情報通信計画」から「災害情報収集・伝達計画」
災害応急	達計画	に名称変更し、[平時の情報交換及び情報伝達体制]の記述を第
対策計画		4章第8節に移行及び[災害通信計画]を第2節に新設移行、 及
		び通信回線等の修正。
	数 a 数 类 数 是 到 录	・別表2被害状況判定基準の追加・修正。
	第 2 節 災害通信計画 (旧 第 1 節)	・「災害通信計画」の新設(第1節を分割)。 ・通信途絶時等における措置を具体的な記述に修正。
	第3節 災害広報計画	・住民に対する広報媒体にワンセグ放送等を追記。
	(旧 第 2 節) 第 5 節 避難対策計画	・避難路及び避難場所等の安全確保について追記。
	弗 3 即 避無刈泉計画	・避難所の運営における女性の参画、家庭動物のためのスペース
		の確保、多様なニーズに配慮した運営に関する記述について追
		記、及び避難所運営組織体系の修正。
	(旧 第4節)	・警戒区域の設定について追記。
		・被災住民が他の市町村に一時避難する場合の対応等について追
		記。
	第6節 救助救出計画	・職員の安全確保及び初期活動における人的・物的資源に関する
	(旧第5節)	記述を追記。

章	節	主な修正内容
第5章	第8節 交通応急対策計	・緊急輸送のための交通規制について、事前届出制度の普及等に
災害応急	画	関する記述を追記。
対策計画	(旧 第7節)	
	第10節 食料供給計画	・食料全般の取扱いを整理し、旅行者等の食料供給を追記。
	(旧 第 9 節)	
	第11節 給水計画	・班名の変更による修正。
	(旧 第 10 節)	
	第 12 節 上下水道施設対	・班名等の変更、訂正及び被害調査整理簿等の緊急時の対応の追
	策計画	記。
	(旧 第 11 節)	,,_,
	第 14 節 石油類燃料供給	・「石油類燃料供給計画」を新設し、災害による緊急通行車両及び
	計画	災害上重要な施設における石油類燃料(LPGを含む)の供給
	(新設)	に関する記述を追記。
	第18節 医療救護計画	・災害派遣精神医療チーム(DPAT)に関する記述を追記。
	(旧 第 16 節)	
	第 20 節 廃棄物処理等計	・死亡獣畜取扱場が利用できない場合の取扱いの記述を修正。
	画	・一般廃棄物最終処分場、清掃車両保有台数を修正。
	(旧 第 18 節)	
	第23節 住宅対策計画	・応急仮設住宅のコミュニティー環境への配慮に関する記述を追
	(旧 第 21 節)	記。
	第 26 節 障害物除去計画	・国等の公共用地の有効利用への配慮に関する記述を追記。
	(旧 第 24 節)	
	第32節 広域応援計画	・大規模災害が発生した場合における、道や市町村の応援体制や
	(旧 第 30 節)	要請等に関する記述を追記。
	第 37 節 罹災証明書の発	・「罹災証明書の発行」を新設し、罹災証明の発行等の手続き等に
	行	関する記述を追記。
	(新設)	

2 地震災害対策編の主な修正事項

【 追加修正分: **太字ゴシック体** 】

章	節	主な修正内容
第1章	第3節 計画の効果的促	・「計画の効果的促進」を新設し、自助、共助、公助による減災の
総則	進	取り組み、防災知識の普及・啓発等の推進、多様な主体の参画
	(新設)	などについて追記。
	第4節 計画の基本方針	帯広市防災会議の所掌事務の修正。
		・帯広市防災会議の組織について、新たな構成員として自主防災
		組織の構成者・学識経験者の追記。
		・北海道の事務等に防災教育等への支援を追記。
	(旧 第3節)	・指定地方公共機関のうち、新公益法人制度に伴い一般社団法人
	(,)[,	又は公益社団法人へ移行した団体等について修正。
第2章		第 1 節 市民の心構え(第 13 節から移動)
災害予防		第2節 地震に強いまちづくり推進計画(第1節から移動)
計画		第 3 節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画(第 12 節から
		移動)
		第4節 防災訓練計画(第2節から移動)
		第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備(第8節から移
		動)
		第6節 相互応援体制整備(新設)
		第7節 自主防災組織の育成等に関する計画(第14節から移動)
		第8節 避難体制整備計画(第9節から移動)
		第9節 災害時要援護者対策計画(第10節から移動)
		第 10 節 火災予防計画(第 3 節から移動)
		第 11 節 危険物等災害予防計画(第 4 節から移動)
		第 12 節 建築物等災害予防計画(第 5 節から移動)
		第 13 節 土砂災害予防計画(第 6 節から移動)
		第 14 節 液状化災害予防計画(第 7 節から移動)
		第 15 節 積雪・寒冷対策計画(第 11 節から移動)
	第1節 市民の心構え	・食料等の確保について、3日分の食料等の備蓄など記述の修正。
		・駅やデパート等の集客施設や街など屋外でとるべき措置、津波
		に対する心得を追記。
	(旧 第 13 節)	・運転者のとるべき措置に緊急地震速報を聞いたときの措置、津
		波に対する心得を追記。
	第4節 防災訓練計画	・多様な主体による共同防災訓練の実施、実践的な訓練の実施と
		事後評価に関する記述を追記。
	(旧 第2節)	
	第5節 食料等の調達・確	・市民の備蓄の記述を修正、及び企業・業界団体との食料・防災
	保及び防災資機	資機材等の優先供給協定等の締結企業の追記。
	材の整備計画	
	(旧 第8節)	
	第6節 相互応援体制整	・「相互応援体制整備計画」を新設し、市及び防災関係機関と協定
	備計画	等の連携強化、被災市町村への応援や被災時の受援体制の準備
	(新設)	について追記。
	第7節 自主防災組織の育	・地域自主防災組織と消防団や事業所等との連携について追記。
	成等に関する計	・組織の活動について、訓練内容(図上訓練)、災害時要援護者の
	画	支援体制の強化を追記。
	(旧 第 14 節)	・自主防災組織の支援強化を追記。

章	節	主な修正内容
第2章	第8節 避難体制整備計画	・暖房及び発電機の燃料確保について追記。
災害予防	(旧第9節)	
計画	第9節 災害時要援護者 対策計画	・災害時要援護者支援の推進を図るため、要援護者台帳の整備、 支援体制づくり、要援護者台帳情報の提供、情報漏えい防止等
	(旧 第 10 節)	の追記。 ・災害時の特別な配慮を行う福祉避難所の確保についての記述を 追記。
	第 15 節 積雪・寒冷対策 計画 (旧 第 11 節)	・暖房器具等の備蓄について追記。
	第 16 節 業務継続計画の 策定 (新設)	・市及び事業所の業務継続計画について追記。
第3章 地震応急	第 1 節 帯広市災害対策 本部	・部班の編成内容の訂正、編成内容に合わせた所掌事務の修正。
対策計画	第2節 災害情報等の収 集・伝達計画	・北海道防災情報システム等の伝達手段に関する記述を追記、 及び通信回線等の修正。 ・別表 1 被害状況判定基準の追加・修正。
	第3節 災害広報計画	・住民に対する広報媒体にインターネット等を追記。
	 第4節 避難対策計画	・避難路及び避難場所等の安全確保について追記。
		・避難所の運営における女性の参画、家庭動物のためのスペースの確保、多様なニーズに配慮した運営に関する記述について追記。 ・警戒区域の設定について追記。 ・被災住民が他の市町村に一時避難する場合の対応等について追記。
	第5節 救助救出計画	・職員の安全確保及び初期活動における人的・物的資源に関する記述を追記。
	第8節 交通応急対策計 画	・緊急輸送のための交通規制について、事前届出制度の普及等に 関する記述を追記。
	第11節 食料の供給計画	・食料全般の取扱いを整理し、旅行者等の食料供給を追記。
	第 13 節 給水計画	・班名の変更による修正。
	第 14 節 上下水道施設対 策計画	・班名等の変更、訂正、被害調査整理簿等の緊急時の対応、及び 広報の追記。
	第 15 節 石油類燃料供給 計画 (新設)	・「石油類燃料供給計画」を新設し、災害による緊急通行車両及び 災害上重要な施設における石油類燃料(LPGを含む)の供給 に関する記述を追記。
	第 20 節 医療救護計画 (旧 第 19 節)	・災害派遣精神医療チーム(DPAT)に関する記述を追記。
	第 22 節 廃棄物処理等計 画 (旧 第 21 節)	・死亡獣畜取扱場が使用できない場合の取扱いの記述を修正。 ・一般廃棄物最終処分場、清掃車両保有台数を修正。
	第 24 節 住宅対策計画 (旧 第 23 節)	・応急仮設住宅のコミュニティー環境への配慮に関する記述を追 記。
	第 25 節 被災建築物安全 対策計画 (旧 第 24 節)	・被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止に関する記述を追記。

章	節	主な修正内容
第3章	第 28 節 広域応援計画 (旧 第 27 節)	・大規模災害が発生した場合における、道や市町村の応援体制や西港等に関する記述が追記
地震応急対策計画		要請等に関する記述を追記。
八水山區	第 32 節 障害物除去計画 (旧 第 31 節)	・国等の公共用地の有効利用への配慮に関する記述を追記。
	第 34 節 罹災証明書の発	・「罹災証明書の発行」を新設し、罹災証明の発行等の手続き等に
	行	関する記述を追記。
	(新設)	

3 資料編

章		主な修正内容
資料5	3 帯広市が締結した協	・企業・業界団体との締結企業の追記。
	定	
資料6	带広市防災会議条例	・災害対策基本法の改正に伴う所管事務の変更。
	平成 25 年 3 月 7 日改正	・委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち
		から市長が任命する者を追記